⑿　次に掲げる基準を全て満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること（共同で申請の場合は、すべての構成員が専任で配置できること。）。

①　一級建築士又は１級建築施工管理技士の資格を有する者若しくはこれらと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

②　平成18年度から当公告日の前日までの期間に、上記①の有資格者として、上記⑾①に掲げる同種工事又は鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造の地上10階建て以上、100戸以上の共同住宅に係る新築建設工事（共同企業体の構成員においては⑾②ロの工事）の経験を有する者であること。ただし、次のａ及びｂに掲げる基準を全て満たさない場合は、同種工事又は鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造の地上10階建て以上、100戸以上の共同住宅に係る新築建設工事（共同企業体の構成員においては⑾②ロの工事）の経験とはみなさない。

ａ　対象工事の契約時点で①の資格を有していること。

ｂ　対象工事の工事着工（現場施工に着手する日）から竣工（建築主事等による完了検査の日）までのすべての期間に従事していること。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。

④　申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお恒常的雇用関係とは申請書及び資料の提出日以前に３ヶ月以上雇用関係があることをいう。

⒀　平成26年４月１日から資料の提出期限日までの間に当機構が九州地区で発注した工事種別「建築」において調査基準価格を下回った価格をもって契約し、工事成績評定が68点未満である者（共同企業体又は共同企業体の構成員が該当する場合を含む。）については、次の条件を満たしていること。

①　機構が発注した工事種別「建築」で調査基準価格を下回った価格をもって入札し、低入札価格調査中の者でないこと。

②　当機構が発注した工事種別「建築」で調査基準価格を下回った価格で契約し施工中の者は、資料の提出期限において当該工事が終了し、品質・出来形等の確認が完了していること。

⒁　低入札価格調査対象となった場合には、主任技術者又は監理技術者と同等の資格要件を有する専任の技術者を１名以上追加配置できること（共同企業体の場合は、構成員各々が１名以上追加配置できること。）。なお、追加配置する専任の技術者名簿については、低入札価格調査時に資格要件等の確認できる書類を添付して報告すること。

⒂　共同企業体の構成は、上記⑴～⒁に掲げる条件を満たす者で構成され、かつ次の①により構成しなければならない。また、共同企業体の構成員数は３社までとする。

①　各構成員の出資比率は20％以上（２社の場合は30％以上）とし、代表者の出資比率は構成員中最大でなければならない。

⒃　特定建設工事共同事業体としての資格の認定申請等

①　認定申請　本工事の競争入札に参加を希望し、下記４⑶の申請書及び資料を提出しようとする特定建設工事共同事業体（以下「特定ＪＶ」という。）は、事前に当機構の所定様式による「共同請負入札参加資格審査申請書」、「特定建設工事共同企業体協定書」及び「委任状」（以下「特定ＪＶ登録申請書等」という。）を提出しなければならない。

特定ＪＶデータの登録後、申請書及び資料を提出し、当機構が示した事項について審査を受け、競争参加資格を有する者として認定を受けなければならない。

②　「特定ＪＶ登録申請書等」の提出期間、場所及び方法

提出期間　平成28年７月１日（金）から平成28年７月21日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後５時（ただし、正午から午後１時の間は除く。）まで

提出場所　〒810―8610 福岡県福岡市中央区長浜二丁目２番４号　独立行政法人都市再生機構九州支社　住宅経営部工務・検査チーム　電話092―722―1129

提出方法　持参によるものとし、郵送その他によるものは受け付けない。申請書（資料については持参による。）は、特定ＪＶデータの登録後、電子システムにより提出することができる（使用するＩＣカードについては、電子入札運用基準８－４を参照。）。なお、上記期間内に「特定ＪＶ登録申請書等」を提出しない場合又は競争参加資格がないと認められた場合は、本工事の競争入札に参加することができない。

③　認定資格の有効期限　認定日から本工事が完成する日までとする。ただし、落札者以外の者にあっては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

④　その他

イ　共同企業体の名称は、「○○・△△建設工事共同事業体」とする。

ロ　上記⑾②に該当する工事経歴書を添付すること。

⒄　総合評価に係る施工計画が安全性、確実性、経済性等の観点から適正であること。

⒅　施工体制に関し、次の要件を備えていること。

①　会社としての「かし処理体制」が整備されていること。

②　施工にあたって、会社の施工部門と品質管理部門（監理技術者の資格を有する者が担当すること。）がそれぞれ独立した体制を取ることができること。

⒆　エレベーターの供用開始後に保守管理業務を実施する者（以下「保守管理会社」という。）は、次の要件を満たすこと。

①　保守管理会社は、「昇降機保守管理契約書」及び「昇降機保守管理業務仕様書」（以下「保守管理業務仕様書等」という。）に基づく保守管理業務が実施可能な体制を工事完成までに有する者であること。

②　保守管理会社は、技術者の派遣及び交換用部品の調達等24時間出勤可能な体制と、故障時等の緊急時には原則として通報を受けてから30分以内（ただし、広域災害の場合は除く）に初期の現地対応が可能な体制を工事完成までに有すること。

なお、初期の現地対応とは、かご内の閉じ込めなど利用者の救出を目的とした対応をいう。

③　保守管理会社は、当機構エレベーター仕様書で規定する「自動通報システム」を有していること。

④　保守管理会社は、保守管理業務仕様書等で定める遠隔点検Ⅱ併用式（機械室あり又は機械室なし）の項目及び内容について、保守管理会社の監視センターにて遠隔点検を行える体制を工事完成までに有すること。

⑤　保守・点検業務に関するマニュアルが整備されていること。

⑥　保守管理会社は、工事完成までに、当機構九州地区における平成29・30年度の物品購入等の契約に係る競争参加資格審査において、「役務提供」の資格を有すると認定された者であること。

⒇　保守管理会社は、保守管理業務仕様書等で定める現場責任者及び現場担当者を配置できること。なお、保守管理業務仕様書等で定める現場責任者及び現場担当者とは、次の要件を満たす者とする。

①　現場責任者　昇降機の点検実務経験を15年程度、かつ、点検対象同型機の実務経験を５年以上、若しくはそれに相当する知識・技能を有し、更に現場担当者以上の経験、知識及び技能を有する者とする。

②　現場担当者　昇降機の点検実務経験を10年程度、かつ、点検対象同型機の実務経験を３年以上、若しくはそれに相当する知識・技能を有し、更に作業等の内容に応じ必要な知識及び技能を有する者とする。

３　総合評価に関する事項

⑴　入札の評価に関する基準　本工事の総合評価に関する評価項目、評価基準及び得点配分は、入札説明書による。

⑵　総合評価の方法　上記⑴の「入札の評価に関する基準」に示す評価項目の提案について、標準的なものには標準点100点とし、評価基準以上のものとして当機構が評価した提案においては、最大40点を加算する。